

○土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第7条第2項に基づく地方運輸局長への通報要領の制定について
(平成3年12月18日例規第58号)

[沿革] 平成31年4月例規第23号、令和2年6月第22号、4年9月第25号、5年3月第12号、6月第18号改正

別記のとおり制定し、平成4年1月1日から実施することとしたから、適切に運用されたい。

別記

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第7条第2項に基づく地方運輸局長への通報要領

1 趣旨

この要領は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号。以下「法」という。）第7条第2項の規定に基づく地方運輸局長への通報に関し、適正かつ効率的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 地方運輸局長への通報の上申

- (1) 警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、法第2条及び第4条に定める土砂等運搬大型自動車の運転者が当該土砂等運搬大型自動車の運転に関して起こした交通事故を取り扱い、その捜査を終了した場合において、当該交通事故が次に掲げる事項に該当する交通事故であると認めたときは、土砂等運搬大型自動車交通事故通報上申書（別記様式第1号。以下「通報上申書」という。）により、交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）を経由して警察本部長に当該交通事故の内容を報告し、地方運輸局長への通報を上申するものとする。

ア 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第117条第1項又は第2項の違反行為（救護義務違反）をしたとき。

イ 道交法第117条の2第1項第1号（酒酔い運転）、第3号（麻薬等運転）若しくは第4号（妨害運転（著しい交通の危険））、第117条の2の2第1項第1号（無免許運転）、第3号（酒気帯び運転）若しくは第7号（過労運転等）、第117条の4第1項第2号（携帯電話使用等（交通の危険））又は第118条第1項

第5号（大型自動車等無資格運転）の違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

ウ 道交法第118条第1項第1号（速度超過）若しくは第2項第1号（積載物重量制限超過）又は第119条第1項第1号から第6号まで（警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、急ブレーキ禁止違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、踏切不停止等、遮断踏切立入り、横断歩行者等妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、通行区分違反、歩行者側方安全間隔不保持等、法定横断等禁止違反、路面電車後方不停止、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反及び本線車道横断等禁止違反）、第15号（幼児等通行妨害及び安全地帯徐行違反）若しくは第20号（免許条件違反）若しくは第2項第1号（積載物大きさ制限超過及び積載方法制限超過）若しくは第2号（整備不良）の違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させたとき。

- (2) 署長等は、法第7条第2項にいう「土砂等運搬大型自動車の運転者が当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し」には、土砂等運搬大型自動車の運転者が運搬のため土砂等を土砂等運搬大型自動車に積載して運転しているときだけでなく、空車であっても車庫から積載作業現場までの運転及び目的地で土砂等を下ろして車庫へ帰る場合の運転等が含まれることに留意して上申すること。

3 地方運輸局への通報

- (1) 交通指導課長は、通報上申書の内容を審査の上、当該交通事故が前記2の(1)のア、イ又はウに該当し、地方運輸局長に通報すべきものと認めたときは、土砂等運搬大型自動車交通事故通報書（別記様式第2号。以下「通報書」という。）により当該土砂等運搬大型自動車の使用者の住所地を管轄する地方運輸局長へ通報すること。
- (2) 通報書の送付に当たっては、近畿運輸局奈良運輸支局長を経由して行うものとする。

4 通報書等の記載要領

- (1) 通報上申書及び通報書（以下「通報書等」という。）の交通事故の内容の特別措置法該当条項の欄及び過失割合の判定の欄については、該当事項を○で囲むこと。
- (2) 通報書等の交通事故の内容の違反事実の概要の欄については、送致書の犯罪事実に準ずる事項を記載すること。

なお、同欄に「別添犯罪事実のとおり」と記載し、送致書の犯罪事実の写しを添付しても差し支えない。

- (3) 通報書等の担当者の欄には、当該通報書等の作成者の所属、係、階級等、氏名及び電話番号を記載すること。

5 通報書等の保存

交通指導課長は、署長等から送付された通報上申書、通報書の写し及び当該土砂等運搬大型自動車の使用者の住所地を管轄する地方運輸局（運輸支局長）から送付される当該通報書に係る処分結果通知書を簿冊にして適切に保管すること。

（別記様式省略）